

開会の日 令和7年12月16日(火)
場 所 協 議 会 室

◆出席委員 (13人)

1番	佐藤	克成
2番	中田	利昭
3番	小笠原	美保子
4番	水上	雅廣
6番	上ヶ吹	豊孝
7番	森	要
8番	井端	浩二
9番	澤	史朗
10番	住田	清美
11番	前川	文博
12番	野村	勝憲
13番	籠山	恵美子
14番	高原	邦子

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都竹	淳也
副市長	藤井	弘史
総務部長	岡田	浩和
総務部次長兼総務課長	上畑	浩司
危機管理監	高見	友康
人事課長	今井	進
財政課長	土田	治昭
税務課長	宮垣津	治美
危機管理課長補佐兼危機管理係長	吉川	慶
人事課長補佐兼人事給与係長	田中	裕子
税務課長補佐兼市民税係長	後藤	和宏
税務課長補佐兼資産税係長	田上	勝
税務課主幹	谷尻	孝之
企画部長	森田	雄一郎
ふるさと応援課長	早川	洋司
ふるさと応援課長補佐兼ふるさと応援係長	竹林	久緒
市民福祉部長	野村	賢一
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都竹	信也
市民福祉部次長兼市民保険課長	大上	雅人
地域包括ケア課長	佐藤	博文
保健センター長	小洞	尚子
総合福祉課長補佐兼障がい福祉係長	籠戸	重明
地域包括ケア課長補佐兼地域医療係長	中垣	由香
市民保険課長補佐兼市民係長	川上	聡子

市民保険課長補佐兼保険年金係長	板屋	和幸
保健センター課長補佐	加藤	唯高
地域包括ケア課介護保険係長	上田	俊雄
環境水道部長	谷口	正樹
環境水道部次長兼水道課長	藤白	規良
環境課長	古田	善尚
環境課施設長	中田	賢一
環境課施設対策官	渡辺	晃
環境課施設係長	四反田	裕司
農林部長	野村	久徳
農林部次長兼農業振興課長	堀之上	亮一
林業振興課長	佐々木	秀信
農業振興課長補佐兼農務係長	野上	英一
農業振興課長補佐兼担い手支援係長	葛谷	智徳
畜産振興課長補佐	蒔田	善巳
畜産振興課主幹家畜診療所管理者	古川	尚孝
商工観光部長	畑上	あづさ
商工観光部次長兼商工課長	大始良	透
商工課商工係長	塚原	慧
基盤整備部長	横山	裕和
建築企画監	田中	義也
建設課長	政井	真一
建設課技術調整官兼建設係長	川崎	忠相
建築住宅課長	直野	幸浩
建設課長補佐兼管理係長	吉澤	智之
建築住宅課長補佐兼管理営繕係長	澤田	充弘
教育長	下出	尚弘
教育委員会事務局長	大庭	久幸
教育委員会事務局次長兼生涯学習課長	柚原	徹守
教育委員会事務局次長兼学校教育課長	平澤	啓介
教育委員会事務局参事兼教育総務課長	忍	哲也
スポーツ振興課長	西田	博和
文化振興課長	尾賀	寿治
生涯学習課長補佐兼生涯学習係長	山腰	勇輝
学校教育課管理指導係長	野道	裕之
消防長	堀田	丈二郎
神岡消防署長兼救急課長	蒔田	真也

◆職務のため出席した
事務局員

議会議務局長	砂田	健太郎
書記	畠中	みなみ

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第138号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）

議案第139号 令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）

議案第140号 令和7年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第2号）

議案第141号 令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第2号）

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長（高原邦子）

ただいまより第6回予算特別委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。当委員会の会議録の署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

◆付託案件審査

●委員長（高原邦子）

当委員会に付託されました案件は、お手元のとおりでございます。一般会計補正予算（補正第3号）につきましては、所管部局長が説明を行い、説明が終了した後、補正予算全体についての当委員会の取りまとめを行います。

審査に入る前にお願いいたします。発言は、全て簡単明瞭をお願いいたします。議題外にわたったり、その範囲はできるだけ超えないようによくお願いいたします。

次に、委員の御発言は、まず挙手をして委員長の指名を受けた後、自己のお名前を告げ、質疑は資料の該当ページを示した後、はっきり聞き取れる声量で発言されるようお願いいたします。

また、理事者側の説明及び答弁については、委員長から指名を受けた後、部長以外の職員については、所属と名前を告げてから行ってください。以上、御協力をお願いいたします。

◆議案第138号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）

【総務部、議会事務局、消防本部所管】

●委員長（高原邦子）

それでは付託の案件を行います。

議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）について、総務部、議会事務局、消防本部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

それでは、議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）のうち、全体概要及び総務部所管について御説明申し上げます。初めに、全体概要について説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出のそれぞれに2億2,580万円を追加し、予算総額を222億6,932万9,000円とするものでございます。

5 ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正ですが、総務費の市営バス更新事業は、1つ目に河合・宮川乗合タクシー車両の年度内の納期が困難となったものでございます

2つ目にかみおかぐるりんバス車両につきまして、令和8年度に取得することで国庫補助の対象となるため、繰越しをさせていただくものです。

次に、土木費の社会資本整備総合交付金事業及び通学路緊急対策事業につきましては、関係機関及び関係者との協議に時間を要したものです。

同じく土木費の道路メンテナンス事業につきましては、河川管理者である岐阜県との協議に時間を要したものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正の追加になりますが、指定管理施設の令和8年度からの指定管理料に関するもので、上段が神岡ことばの教室と種蔵山里の暮らし体験施設、下段がゆうわ〜くはうすほか9施設になります。期限は令和10年度と令和12年度までとしまして、限度額を記載の額とするものでございます。

次に、第4表、地方債補正でございますが、辺地対策事業債は、市道跡津川線整備工事に伴う用地測量業務が土地所有者と交渉ができず業務を発注できないことから、300万円を減額するものです。

過疎対策事業債は、施工中の市道山田麻生野線改良工事の進捗を図るため、300万円を増額するものです。

このほか、神岡消防署配置の災害対応特殊消防ポンプ自動車の入札により、その差額分170万円を減額することから、これを合計しまして130万円を増額するものでございます。

次に、歳入を説明させていただきます。8ページをお願いいたします。まず市税でございますが、固定資産税については、償却資産の修正申告によりまして、500万円の増となります。

市たばこ税は、当初予算と比較した本数等の増加を見込みまして、900万円の増としております。

9ページをお願いします。国庫支出金から次ページ中段の県支出金につきましては、各種事業の国・県所要額の調整となります。

同じく10ページの繰入金になりますが、財政調整基金繰入金は、人事院勧告に伴います人件費の影響と、時間外勤務手当及び全体調整の財源とするものです。

ふるさと創生事業基金繰入金は、有害鳥獣捕獲事業ほか5事業の財源とするものです。

一番下、防災基金繰入金は、市内企業からの防犯カメラの設置要望に対する補助金の財源とするものでございます。

11ページをお願いいたします。社会基盤維持基金繰入金は、県道改良事業負担金の増額補正に対応するため、財源を調整するものです。

まち・ひと・しごと創生事業基金繰入金は、学校作業療法の効果研究事業が国立研究開発法人の研究開発事業の採択を受けたことから、その財源を調整するものです。

11ページから12ページにかけての市債ですが、先ほどの第4表、地方債補正の説明のとおり、その事業の調整に合わせて借入金を調整するものでございます。

13ページをお願いいたします。ここからは総務部所管の歳入歳出予算について説明させていただきます。歳入は、歳出の財源内訳の中で説明させていただきます。また、人件費の補正が各費目に計上されておりますが、後ほど一括で説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、15ページをお願いいたします。上段の総務管理費、防災費の035防犯カメラ設置補助金20万円につきましては、民間企業からの要望により補助が生じたことから計上しておるものでございます。なお、財源につきましては防災基金からの繰入金で、事項別明細の記載のとおりとなっておりますのでお願いいたします。

次に、34ページまでお飛びください。よろしいでしょうか。それでは、ここからは人件費の補正予算について説明をさせていただきます。特別職、議会議員の方の給料と報酬については、左から6列目の期末手当の列で、昨日の支給月数を0.05月アップさせたことによる増額となります。

次に、35ページをお願いいたします。人件費全体としましては、上段の右から2列目の合計を御覧いただきますと、1億2,291万2,000円の増加になります。

36ページをお願いいたします。ここが正職員の内訳になりますが、上段の一番下の行の比較のところを御覧ください。まず職員数は2人増加、給料、手当、共済費の増加の主な要因としましては、人事院勧告に伴うものでございます。

下段に移りまして、通勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、こちらの増加につきましては人事院勧告によるものでして、退職手当の負担金は、その影響によるものということになります。残りの時間外勤務手当につきましては、年度末を見込んだ差額となっております。

次に、37ページをお願いいたします。ここが会計年度任用職員になりますが、上段の一番下の行の比較を御覧ください。報酬、給料、職員手当、共済費が増加しておりますが、主な要因としましては、正職員同様の人事院勧告に伴うものとなります。

下段については、正職員と同様に人事院勧告に伴います通勤手当、期末手当、勤勉手当、その影響による退職手当となります。以上でございます。

●委員長（高原邦子）

続いて説明を求めます。

□議会事務局長（砂田健太郎）

議案第138号で説明をさせていただきます。

13ページをお願いします。目01議会費の節01報酬から08旅費までの合計128万1,000円のうち、106万9,000円につきましては、人事院勧告による影響額と令和7年9月末で会計年度任用職員1名が退職したことに伴う人事異動による変更です。詳細につきましては、総務部人事課へお願いします。

節03職員手当等の細節014議員期末手当21万2,000円につきましては、議案第113号関連の議員期末手当の増額分となります。以上でございます。よろしくをお願いします。

●委員長（高原邦子）

続いて説明を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

一般会計補正予算に係る消防本部が所管する内容について説明いたします。歳入から説明します。

予算書9ページをお願いします。中ほど、緊急消防援助隊設備整備費補助金ですが、ポンプ自動車更新事業の補助金確定に伴う増額です。

次に歳出ですが、29ページをお願いします。17節車両購入費ですが、ポンプ自動車更新に伴う入札差金の減額です。説明は以上です。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長 (高原邦子)

説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時13分 再開 午前10時14分)

◆再開

●委員長 (高原邦子)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第138号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)

【企画部所管】

●委員長 (高原邦子)

議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)について、企画部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□企画部長 (森田雄一郎)

それでは、予算書で御説明いたします。企画部所管の補正予算でございます。

15ページをお願いいたします。06の企画費でございます。18節の負担金補助及び交付金のみとなります。

060空き家利活用促進補助金の増額補正につきましては、家財処分等に対する補助金に不足が見込まれるための補正でございます。

続いて、880地域おこし協力隊定住起業補助金の減額補正につきましては、協力隊員卒業後に起業する予定だった方の起業が延期になったため、減額するものでございます。

954移住者住宅ローン利子補給金の増額補正につきましては、申請件数増加により増額をさせていただくものでございます。

以上で企画部所管の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

●委員長 (高原邦子)

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありますか。

○委員 (籠山恵美子)

今の954移住者住宅ローン利子補給金は申請者が増えたということですがけれども、差し支えなければ件数をお願いします。

●委員長 (高原邦子)

答弁を求めます。

□ふるさと応援課長（早川洋司）

今のところ、今年度は9件の申込みを予定しております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（住田清美）

同じく負担金のところの880地域おこし協力隊定住起業補助金ですが、今回は見送ったということなのですが、次年度以降、起業される予定はあるのか、また卒業後、これって何年以内にしか利用できないのかとか、その辺がありましたらお願いします。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

一応、隊員を卒業して1年以内に使うということが条件になっております。この方が今年度はちょっと見送りになりましたけれども、来年度以降どうなるかは今後検討されるというように考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

それでは、ほかには質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時18分 再開 午前10時19分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第138号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）

【市民福祉部所管】

●委員長（高原邦子）

議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）について、市民福祉部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、市民福祉部所管の補正予算について御説明申し上げます。まず歳出から説明させていただきます。

17ページをお願いします。上段の戸籍住民基本台帳費のうち、一般備品購入費54万3,000円は、外国人が所持する在留カード等のICチップに住居を記録する端末を振興事務所に3台購入するものです。

続いて、18ページをお願いします。社会福祉総務費、中ほどの負担金補助及び交付金のうち、102科学研究費交付金、これは名古屋市立大学講師と飛騨市長との共同で学校作業療法の自治体パッケージモデルを研究するために予算立てしておりましたが、今回、国内の団体が実施する研究開発事業としてこの事業が採択されたため、不用額として減額するものであります。

その下、19扶助費の特別障がい者手当、重度心身障がい児福祉手当の増額は対象者の増加によるものでございます。

このページの下から2つ目の福祉サービス給付費6,700万円の増額は、少し多いのですが、これは短期入所、グループホーム、就労継続支援B型、重度訪問介護の障害サービスの利用者が増えたためでございます。

続いて、19ページをお願いします。上段、上から3つ目の電算システム開発委託料は、令和7年度税制改正に対応するための国民年金システム改修費です。

飛んで、23ページをお願いします。保健衛生費ですけれども、一番上の岐阜大学医学部地域枠負担金は、今年新たに学生1名が入学したため、その1人分の年間負担金を追加するものです。

その2つ下、115予防接種委託料は、令和7年の定期接種不足分を補正させていただくものでございます。

次に、歳入を説明いたします。

9ページをお願いします。上段の民生費国庫負担金のうち、特別障がい者手当等給付費負担金は、先ほど歳出で説明した特別障がい者手当に国が4分の3を負担するものでございます。

その下、障がい福祉サービス等負担金、これも歳出で説明いたしました障がい福祉サービス給付費に対する負担金で、国が2分の1、県と市が4分の1ずつを負担いたします。

一番下の国民年金事務委託金は、国民年金システム改修費に対する10分の10の国庫支出金です。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

予算書の18ページで説明されました福祉サービス給付費の不足見込額6,700万円、これを例えば施設ごとに分けて制度別というか、施設別というか説明はできますか、。

□総合福祉課長補佐兼障がい福祉係長（籠戸重明）

施設ごとまでは、今、即答はできませんが、14種類の福祉サービスがありまして、そのうちの中でも、先ほど部長の説明があったとおり、短期入所ですとかグループホーム、またB型事業所、その利用が増えたということになります。B型については、施設は、今、飛騨市内で5事業所あります。短期入所につきましては市内では1つで、あと高山に短期入所できるのが3施設程度あります。グループホームにつきましては、飛騨市内では1事業所、古川いこいで、高山についてはちょっと定かではありませんが、10か所ぐらいのグループホームがあると思われま

○委員（籠山恵美子）

それらのトータルの不足見込額ということなんですね。

□総合福祉課長補佐兼障がい福祉係長（籠戸重明）

利用者が増えたということになります。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（水上雅廣）

基本的なことで申し訳ないですけども、例えば特別障がい者手当とかがその月々で増えているという説明ですけども、これは例えば診断のランクが上がってきたとか、そういったことで認定の数が増えてきておるのか、どういうことが要因なのか教えていただいていた方がいいですか。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。答弁を求めます。

□総合福祉課長補佐兼障がい福祉係長（籠戸重明）

これについては医師の診断書が必ず必要になりまして、その診断書によって認定されたもので、要因につきましては、我々も分析は一応したのですが、今年度についてはたまたま多い年だったということになりまして、そういった要因というのは特にありません。たまたま多かったということです。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、利用者さんが増えるのは、きちんと診断書があつて認定されて喜ばしいことですけども、何でこの年度末にかなと思うのですが、もっと年度当初に認定されていれば早くに手当ができたんじゃないかなと思いますけど、この6,700万円は遡及されて払われるのですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総合福祉課長補佐兼障がい福祉係長（籠戸重明）

6,700万円はサービス給付費とあって、手当とはまた別の、短期入所ですとか、先ほど言いました施設入所ですとか、そういった障害サービスの補正になります。手当については、福祉手当と言いまして、毎月、特別障がい者手当ですと大体月額2万9,590円の支給とかになっておりまして、それとはちょっと趣旨がまた違うようになっております。

補正のタイミングについては、その月によって年度内の対象者が増える、毎月増えたりもしていますし、後半にかけて対象者が増えたということで今のタイミングになりました。

○委員（籠山恵美子）

後半にぐっと増えてきたという、金額は大きいですよ、それはどういう要因なのですか。月々、拾ってはみえるのでしょうかけれども、後半にぎゅっと増えたというのは何か要因があるのですか。

□総合福祉課長補佐兼障がい福祉係長（籠戸重明）

給付費については、後半というか、当初予算を組んだときは昨年のおお体8月頃に予算編成をしております、その後令和6年度に報酬改定もありまして、それでベースアップもありましたし、利用者も予想以上に増えたということで、今回補正させていただくということになりました。当初予算を組んだのがちょっと早い時期だったということで、それはちょっと見込めなかったと

いうこともあります。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（森要）

福祉サービスの給付費の増額でありまして、非常に障害者の手帳の所持者が増加になっている、それから親亡き後の就労継続支援B型利用とか、短期入所が増えているという、まさに8050（ハチマルゴーマル）問題というのものもあるんだということがあります。この8050問題というのはどういうことか教えてください。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

8050問題というのは、80歳の親に50歳の息子という2人暮らしのような、いわゆる実年世代である50歳代の方が働かずに引き籠もった状態になっていて、親の年金で暮らしていると、こういったような状態像のことを一般的に言うような言葉となっております。

○委員（森要）

それで、それが最近どのように増えているというようなことを把握してみえるのでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

数として把握はしておりませんが、日々の相談であったり、状態像のある方からの相談の中で対応していくということですね。その状態で安定されると、割と声が上がってこないというのがございます。やはりその生活でもう既に安定されておりますので。ただ、やはり親がお亡くなりになられたときに突然ちょっと慌てるというような事態がございますので、今できる限り、そういった世帯も地域生活支援拠点ということで把握に努めて、巡回訪問員がいろいろなところを回るのですが、手帳を持たれたところへ回っていますので、中には手帳を持たれない方のほうが8050問題の場合は多くて、そういったところも、ただ飛騨市の場合は、ある程度把握ができてると、数でしっかりはつかんでいないので、申し訳ございません。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

それでは、ほかには質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第139号 令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）

●委員長（高原邦子）

次に、議案第139号、令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、議案第139号、国民健康保険特別会計の補正予算について御説明をいたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ100万3,000円を追加し、総額を26億104万3,000

円に、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ251万8,000円を追加し、総額を2億444万1,000円とするものです。

最初に、事業勘定ですけれども、主な内容につきましては、全て人事院勧告に伴う人件費に関するもの、予備費における財源調整のみとなりますので、詳細についての説明を省略させていただきます。

次に、直営診療施設勘定について説明いたします。

18ページをお願いします。上段、歳入ですが、03繰入金、02他会計繰入金は、歳入歳出の調整に伴う増額です。

下段の歳出ですが、全て人件費に係る補正ですので、説明を省略させていただきます。簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第140号 令和7年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第2号）

●委員長（高原邦子）

次に、議案第140号、令和7年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第2号）を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

議案第140号、介護保険特別会計の補正予算について説明を申し上げます。

今回の補正は、保険勘定の歳入歳出にそれぞれ885万7,000円を追加し、総額を34億9,439万6,000円に、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ35万3,000円を追加し、総額を1,235万3,000円とするものでございます。

まず、保険勘定から説明いたします。9ページをお願いします。下段の01賦課徴収費については、税制改正に伴うシステム改修の費用であり、それ以外の一般管理費から10ページの02認定調査費等にわたるものが全て人件費に係る補正でございます。

11ページをお願いします。上段、02保険給付費の07介護予防サービス計画給付費のうち、中段の01介護予防生活支援サービス事業費は、不足が見込まれるための増額でございます。

下段の01一般介護予防事業費から12ページにもわたるものは、人件費に係る補正でございます。

13ページをお願いします。中段04保健福祉事業費の01介護事業勘定繰出金は、勘定間の調整によるものです。

02の保健福祉事業費は、介護予防支援のプランに係る助成金の不足が見込まれるための増額です。

下段、予備費は、全体の財源調整をさせていただいております。

6ページにお戻りください。歳入でございますが、03国庫支出金から8ページの07繰入金につきましては、歳出計上に伴う財源の調整をさせていただいております。

次に、事業勘定について説明します。

24ページをお願いします。歳入です。上段、歳入ですが、02繰入金、01保険勘定繰入金は、歳入歳出の調整に伴う増額でございます。

下段の歳出ですが、全て人件費に係る補正ですので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時38分 再開 午前10時39分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第138号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）

【環境水道部所管】

●委員長（高原邦子）

議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）について、環境水道部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）、環境水道部所管の事業について説明いたします。

最初に、歳出について説明いたしますので、23ページを御覧ください。下段の目02じん芥処理費ですが、節01報酬から次ページ04共済費までは、本年度の人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

24ページをお願いします。上段の節02委託料ですが、それぞれ入札差金及び事業料の精算見込みに伴う減額でございます。

その下、03し尿処理費、節12委託料ですが、こちらもそれぞれ入札差金及び事業料精算見込みに伴う減額でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、8ページにお戻りください。下段の節02清掃負担金でございますが、それぞれ施設における管理運営費の減に伴い、高山市からの委託に関する規約

に基づく負担金の減額でございます。以上で、環境水道部所管の説明を終わらせていただきます。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第141号 令和7年度飛騨市下水道汚泥処理特別会計補正予算（補正第2号）

●委員長（高原邦子）

次に、議案第141号、令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第2号）を議題といたします。説明を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

それでは、議案第141号、令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第2号）について御説明いたします。

今回の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,765万1,000円とするものでございます。

5ページを御覧ください。歳出の部、目01一般管理費の節01報酬から04共済費までは、本年の人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、4ページをお願いいたします。上段の目01下水道汚泥処理事業分担金は、先ほど歳出で説明した一般管理費の増額に伴う高山市からの分担金の増でございます。

下段の目01一般会計繰入金も、同様に一般管理費増額に伴う増額でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。ないでしょうか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時44分 再開 午前10時45分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第138号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）

【農林部所管】

●委員長（高原邦子）

議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）について、農林部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

一般会計補正予算書（補正第3号）により説明いたします。歳入については、歳出と併せて説明いたします。

25ページを御覧ください。農業振興費の負担金補助金及び交付金は、農地の集約化等に協力する地域に対して協力金を支払うものです。県営土地改良事業を進める玄の子土地改良事業推進協議会、杉崎土地改良事業推進協議会に支払う所要額です。財源は、県補助金として同額を歳入で計上しております。

償還金利子及び割引料は、同機構を通じて地域の担い手農業者に農地を貸し出した場合に地権者に協力金が支払われる事業です。今回は、当該事業の一部に賃借契約が解除されたため、交付金の一部を返還するものです。地権者から収入される同額を歳入の雑入で計上しております。

畜産振興費のうち、強い畜産構造改革支援事業補助金は、事業量減によるものです。飛騨牛保留導入支援事業補助金の減額は、県協会からの割当て頭数が減ったため、補正するものです。関係する歳入の県補助金及び雑入を減額補正しております。

次の26ページを御覧ください。林業振興費の委託料は、本年9月に発生した熊による人身事故を踏まえて、くくりわなや箱わなの捕獲技術などについて講習会を実施するものです。

市有林管理費の審査事務委託料及び登録認証発行支援委託料は、市有林を整備するに当たり、森林吸収系J-クレジット制度を活用するための登録や審査に必要な経費になります。今回の前川議員の一般質問の中でも答弁させていただきました。また、その中で委託先のコンサルタント業務が全国的な状況から混み合っているとの御指摘がありました。事情はそのとおりでございますが、繰越しの可能性がないとは言えませんが、本年度中に委託成果報告書が完成するよう調整に努めてまいります。以上で農林部所管の補正予算の説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

今、説明ありました熊の問題ですね。有害鳥獣捕獲事業として安全管理の講習を市単独で行うということですが、古川と神岡ということでそれぞれ猟友会の会員に向けて実施するということなのですが、飛騨市の場合、猟友会は4支部になっていると思いますね、神岡、古川、それと宮川、河合。問題は、河合、宮川の支部に対しての講習会は行わないのですか。

□林業振興課長（佐々木秀信）

河合と宮川につきましても古川会場のほうでやりますので、会場が古川になるか、神岡になるかというところがございます。

○委員（野村勝憲）

今朝もテレビで朝8時からやっていたのですけれども、特に東北ですね、東北でも秋田、それから岩手なんかは、やっぱり雪の中でも民家に入ってくるということを放映していたのですよ。それで、これは農林部は直接はあれかもしれないのですけれども、やはり夜の飲食には相当影響しているのですね。現実には飛騨市内でも、特に古川なののですけれども、月曜日から木曜日、ウィークデー、金曜日・土曜日はそこそこののですけれども、もう0人とか1人とかというお客さんなんですって。やはり熊が怖いので、夜、出歩けないというようなことが来ているのですけれども、その辺の情報は入っていますかね。

□林業振興課長（佐々木秀信）

今のところ、そういった情報というものは入っておりません。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（前川文博）

今のJ-クレジット制度の話なのですが、今年、申請はするけれども、登録が来年になる可能性があるということでもよろしいのですか。

□林業振興課林務係長（増田千恵）

現段階の予定としましては、今年度中にプロジェクト登録の申請まで進もうと思っております。J-クレジット制度は年度ごとに運営をされておまして、今年度、令和7年度の3月31日までに今回の認証を終えたという報告書を認証委員会に出す必要がありまして、それを3月31日までにできるように進む予定です。

○委員（前川文博）

そうすると、今、繰越しの可能性がという話があったのですが、繰越しになると、来年、令和8年度の認証ということでいいですか。

□林業振興課林務係長（増田千恵）

繰越しになりますと、今回のこの審査業務が令和7年度中に終了せずに令和8年度になるということになると思います。そうなりますと、先ほど申し上げた令和7年度中の認証1年目になる申請が3月31日までに出不いといけないので、それがずれ込む、そうすると認証自体が1年丸々ずれ込むということになります。

○委員（前川文博）

そうすると、全員協議会の折に商工観光部のほうから説明があった収益試算表があるのですが、これは全て1年遅れていくということになるのですか。2026年1年目というところでもう数字が上がってきているのですが、プロジェクトの認証が令和8年度に入ると、令和9年度じゃないと1回目が取れない、そういう考えでよろしいですか。

□林業振興課林務係長（増田千恵）

おっしゃるとおり、クレジットの収入がずれ込む形になります。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。

○委員（籠山恵美子）

そのJークレジット制度のことなのですが、なかなか複雑で理解するのに努力が要るのですが、今議会の当初に説明がありました予算の主要施策というのを見ているのですけれども、この中に書いてあるのを見ると、こういうような取組は、Jークレジット制度の認証などは市がやるのでしょうかけれども、実際にはいろいろな資源の維持とか、そういう活用事業、それからいろいろなまちづくりの体験事業、そういうものに活用していきますと。「なお、この取組は、昨年8月に前田建設工業株式会社との間に締結した連携協定に基づき実施するものです」となっているのですが、「なお、この取組は」というのは、要するに市と前田建設工業がこういうことをやりますという提携をする、実際に市の中の自然資源の維持、保全、活用とか、まちづくりのツアー、こういうものをみんなこの前田建設に業務委託するということですか、この取組という意味は。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。

□農林部長（野村久徳）

まず、このJークレジット制度は、確かにあまり今のところなじみがありませんので複雑かと思えます。

まずJークレジット制度を本当に簡単に説明しますと、一つは日本政府が関係機関を通して認証するという制度で、その中に森林によるCO₂の吸収だとか、ほかには例えば省エネとか再エネとか、こういったものがどれだけ、要はCO₂とかが削減された結果、温室効果ガスなどの量をクレジットとして販売するという内容になっています。なので、前川議員の一般質問の折にも簡単に御説明しましたがけれども、まずは森林整備をして森林の価値を上げていくということが我々の仕事になります、市有林の。その上で、せっかくだったらこのJークレジットが獲得できるようなことができないかということなのですが、いろいろな手続きがございまして、一つは今度販売しなきゃならないんですね。販売の方法には、相対の方法とか、あるいは仲介事業者を介した方法、それから金融機関とか商社を通した方法ってあるのですけれども、余ってしまったらやっぱりお金になりませんので、なので前田建設と連携協定を結ばせていただいて、前田建設にそのクレジットを買っていただいて、今度はそこで利益が出るわけなのですが、それはいろいろなことにこれから、もちろん前田建設とはいろいろな交流を通じて連携協定をやっていくのですけれども、そこについては基金を積んで、前田建設がまずは連携協定の中でそういったことになりますし、ほかのことにも使い方次第では使っていけるという制度になります。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、私の頭で理解できるのは、売却益ってことが書いてありますけど、市は市有林を大いに整備する、そして面積だか何だかは分かりませんが、その整備割合でJークレジットの価格が決まってくる、そのJークレジットを前田建設工業に売ってくださいと売却をお願いして、前田建設工業がそれを市中に売ります、売ってこれだけ売却益が上がりましたよというのが市に戻ってきて、それを基に市は自然資源の整備とか、まちづくり何たらかたらって市の事

業に振り分けるとのことなのですか。

□農林部長（野村久徳）

まず利益をどう使うかという話と、どういように市のほうにお金が入ってくるのかはちょっと切り離さないと分かりにくいので、まず森林整備をすると森林の状態がよくなるので、その分、木とかが、例えば杉だったら太くなったりして、要はCO₂を保定する量が増えていくわけですよ、それをまず認証していただきます、国の関係機関の制度に、事業自体も登録してもらいます。それで、そういうクレジット用の口座を設けて、そこと実際、今回の場合は連携協定で前田建設工業のほうと事前にそういう取決めをしておいて、そこでクレジットという信用価値を購入していただくと、それに対する対価が市のほうに上がってくるということになります。それを一応、市のほうで新たに基金をつくって基金に積んで、それからそれを活用して、いろいろな事業をしていくというような流れが全体の骨格というか、スキームになります。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、この前田建設工業が買うんですね。前田建設工業がJ-クレジットを預かって、また市中にそれを売って、前田建設工業もそれなりにもうけを取りますよという意味ではないんですね。

△市長（都竹淳也）

そうではなくて、J-クレジットは誰が買ってもいいんです。要するに誰が買ってもいいものを、いろいろな会社がCO₂削減に自分も貢献しているということを出していかなきゃいけないので、ところが自分のところで山を持っていたりしませんし、会社の中でCO₂削減をやるとしても限界があるのでCO₂削減分を買うわけですよ。それで自分の会社は地域に貢献した、地球に貢献したということができるといのがこのJ-クレジットの制度なんですね。それで、それは誰が買ってもいいので、前田建設工業が買わなくても別のA社なり、B社なりが買ってもいいんです。ただ、飛騨市が発行したものを前田建設工業が連携協定を結んでいるので飛騨市のやつを買いましょうと言ってくると、こういうことです。誰が買ってもいいので、入ってくるところは全然別のJ-クレジットのところからお金が入ってくるので、前田建設工業から直接入ってくるわけじゃないんですよ。なので、ほかにも例えば同じように協定を結んで、飛騨市のJ-クレジットを買って、我が社は地球環境のCO₂削減に貢献したいというところがあれば、そこが買ってくると確実なおお客様にある種なるわけですから、それはうちも助かるし、買ってくれるほうはもう飛騨市との関係の中で貢献できたと、目に見えて、このまちのこれに貢献できたというのが分かるのでウィン・ウィンになるという仕組みなので、なので市中の制度を使いながらお互いにウィン・ウィンの仕組みをつくるということなので、直接のお金のやり取りがあるということではないということなんですね。

○委員（籠山恵美子）

分かりました。そうすると、たまたま前田建設工業が今回買ってくれるということになりましたけれども、さらに飛騨市が整備すればするほど、ほかの企業が提携を結んで、そこも買ってくれるみたいなことになるということですか。

□農林部長（野村久徳）

今後は、そういう可能性もあるということでございます。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（森要）

農業振興課の機構集積協力金のことで、まず伺います。非常にたくさんのお金が、2,758万9,000円、これは玄の子地区と杉崎地区の土地改良ということで、大体、玄の子は幾ら、杉崎は幾らということをお教えいただけますか。

□農業振興課長補佐兼農務係長（野上英一）

玄の子地区、是重地区につきましては約600万円、杉崎地区につきましては約1,100万円といった数字になっております。

○委員（森要）

そこで、この使途につきましては、それぞれ農業機械の導入とか、農道とか水路の維持管理とか、自由に使えるというようなことを聞いておりますが、玄の子地区については600万円、それから杉崎は1,100万円に対して、どんなような使途になるかということは把握されているでしょうか。

□農林部次長兼農業振興課長（堀之上亮一）

このお金につきましては、土地改良事業の中で、例えば5反というような形で農地が整備されるのですが、中には2反でやりたいという人がいらっしゃるりとか、そういった場合に、あぜ道をつくったりとか、それから水門、水路、取水・排水のところの工事が必要になってまいりますので、そちらの部分に当て込むという形を、今まで運用資金がありましたので、そちらでやってきたのですが、そちらに当て込むというような形になっております。

○委員（森要）

それで、具体的に玄の子地区がどういうものを、杉崎地区がどういうものということは把握されておりますか。把握されていないのはいいのですが、実はこの前も出たのですが広くすると畦畔の草刈りが非常に大変なんだと、それを市で見てももらえないかというようなこともあったのですが、こういったお金を使うということはできないのでしょうか。

□農林部次長兼農業振興課長（堀之上亮一）

資金のほうでは、そういった工事費とかに使っていくのと、あと、これからの維持管理とか、そういったところに使っていくことにはなっております。ただ、今の草刈りとか、そういったところについては、今後、組織を新しく作りまして、そちらで検討していくこととなります。例えて言いますと、玄の子地区のほうにつきましては、今、令和8年度で解散する予定があるので、すけれども、今後も次の組織といいますか、そういったところを引き継いでいきまして、多面の交付金のほうを活用するような形で、そういったところも含めて、地域全体で草刈りとか、そういったところを守っていきたいということを考えております。

また、そのほか、今後、何らかの形で工事をした場合の負担金とかも発生してくるわけなので、すけれども、そういったところにも活用していくことを地域の今の協議会のほうと相談して決めていきたいと思っております。

○委員（森要）

再確認ですが、今言った畦畔の草とかにつきましては、今後、新たな組織をつくってやってい

くという考え、今やるのではなくて今後それをやっていくという考え方なのでしょうか。

□農林部次長兼農業振興課長（堀之上亮一）

おっしゃるとおりで今後やっていきたいと。それは組織をそのまま引き継ぐような形をこれから今の役員さんたちと協議をしまして、考えていきたいということを考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時06分 再開 午前11時07分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第138号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）

【商工観光部所管】

●委員長（高原邦子）

議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）について、商工観光部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、一般会計補正予算（補正第3号）の商工観光部所管分について説明させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、予算書の24ページをお願いいたします。ページの中ほど、款05労働費、目01労働諸費の18負担金補助及び交付金の細節743外国人技能実習生等就職奨励金につきましては、外国人労働者の増加に伴い、申請件数が増えてまいりましたので、不足分を追加するものです。

次に、予算書27ページをお願いいたします。款07商工費です。目02商工振興費の節12委託料、細節040ウェブサイト制作委託料につきましては、飛騨市ビジネスサポートセンターのウェブサイトのリニューアル費用でございます。セキュリティ面における脆弱性の指摘を受け、改修について検討してまいりましたが、内容がまとまったことから今回計上させていただくものです。新しいサイトは令和8年4月1日からの運用を予定しております。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

24ページの743の外国人技能実習生等就職奨励金のことですけれども、増えてきたということで、これは事業所の方が要望されて、需要があって実習生が来るという関係になっていると思いますけど、どういう業種、事業体の方々が求めている感じなのでしょうか、現状は。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

本日補正をお願いしてある分ですが、昨年と比べまして外国人材が約64名ほど増えております。この要因といたしまして、その64名のほぼほぼ3分の2ぐらいが古川町にございます食品の製造会社の皆様ということで、昨年より工場の増設を検討されておりまして、本年度増設をしております。その関係で30名余りの外国人の方が余分に増員が必要だということを申請の中で伺っておりますので、今回、余分に増えてきたということでございます。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、約半数というのはそれぞれ、例えば神岡でも需要がありという感じですか、ばらばらですか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

あと残りの部分につきましては、昨今、飛騨市内の事業者も特にそういった外国人の雇用ということで増えてまいりましたので、その部分の補正でございます。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（野村勝憲）

関連で、外国人が増えているということで、特に古川ですけれども、その中で国別で言ったら一番増えているのはベトナムですか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

特に増えておりますのは、インドネシアの方とカンボジアの方が特に大幅に増えておるということでございます。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。

○委員（野村勝憲）

恐らく、食品ということをおっしゃいましたが、具体的にはパン工場じゃないかと思うのですが、その辺はどうですか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

委員のおっしゃられるとおりではないかと思っております。

○委員（野村勝憲）

心配されるのは外国人とのトラブルですね。そういったケースは飛騨市内では、現在のところ、そういったことはないんですか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

昨年までは古川町内で一部、そういった事案があったということを聞いておりますが、本年度に入っては特にうちのほうでは聞いておりません。

●委員長（高原邦子）

ほかにございせんか。

○委員（森要）

ビジネスサポートセンターのことでお伺いします。ビジネスサポートセンターを私も1回利用させてもらったことがあって、非常にいい制度で、本当に寄り添ってもらって関心があります。そこで、今のビジネスサポートセンターのホームページのセキュリティ強化ということで補正があるわけですが、これについては現状のサイトを廃止して新たにつくるのですか、そういうセキュリティ関係ということでそんなに重要なことがあったのかどうか、セキュリティ強化ということをおっしゃったと思うのですが、その辺を詳しく教えてください。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

今回、主に3つの点につきまして、うちのほうで検討させていただきました。

1つ目は、委員おっしゃられるように脆弱性というところがございます。このビジネスサポートセンターのサイトにつきましては、当然センター長であります伊藤先生、そして場所の提供をさせていただいております商工会、そして市の三者がアクセスをできるというところで、市のホームページ等と切り離されたサイトでございます。したがって、当然そのサイトにもセキュリティの面で委託はさせていただいておりますが、いまいち今の市の情報セキュリティ対策基準に沿って照らし合わせますと、いまいち弱いというところがありまして、以前より何回かサイバー攻撃とかも受けているというところで、市の情報システム系のほうより指摘をいただいているというものでございます。

もう一点はデザイン性ということで、こちらセンター長のほうから、以前より事業内容でありますとか、予約の方法でありますとか、情報の提供というところでもう少しこうしたほうがいいよねというような御意見もいただいております。

あと、3点目がコスト面でございます。今現在、市で行っておりますクラウドの利用料でありますとか、サーバーのレンタル料、年間保守料、全て込み込みで合わせますと72万5,000円ほど支払いをさせていただいております。これが新しくリニューアルをした場合に約40万円ぐらいで終わるであろうということを市のほうでも思っておりますので、そういったところを総合的に考えまして、今、このタイミングで新しくサイトをつくったほうがいいだろうということでございます。

●委員長（高原邦子）

ほかにございせんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時16分 再開 午前11時16分)

◆再開

●委員長 (高原邦子)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第138号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)

【基盤整備部所管】

●委員長 (高原邦子)

議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)について、基盤整備部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□基盤整備部長 (横山裕和)

それでは、基盤整備部所管の説明をさせていただきます。

予算書の27ページをお願いいたします。27ページ上段の商工費のうち、04の施設管理費でございます。こちらは250万円、修繕料でございますが、観光施設の突発的修繕に対応するための修繕費が不足するため、増額するものでございます。

次ページをお願いします。28ページでございます。28ページの下段、土木費道路橋梁費のうち、道路新設改良費負担金補助金及び交付金でございます。こちらの県営事業負担金でございますが、岐阜県が施工する県道等の道路整備に係る負担金が補正等により増額になったことにより負担金の増でございます。説明は以上でございます。

●委員長 (高原邦子)

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員 (水上雅廣)

県営事業負担金ですけど、できれば具体的な事業箇所を教えてくださいと思います。

●委員長 (高原邦子)

よろしいですか。

□基盤整備部長 (横山裕和)

県営事業負担金でございますが、当初3,140万円を負担金として計上しておりましたが、今回、約4,000万円にということでございますが、内訳としましては、国道471号に係るもの、神岡河合線太江杉崎バイパスに係るもの、また宮城橋の街路事業に係るもの、あと国道360号種蔵打保バイパスや中沢上工区に係るもの、古川清見線の平岩工区、また神岡町の蟻川釣瓶線街路事業、こちらに係るものなど、全体で当初の計上額より不足する分を今回増額させていただくものでございます。

●委員長 (高原邦子)

ほかにごいませんか。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時20分 再開 午前11時21分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第138号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）

【教育委員会事務局所管】

●委員長（高原邦子）

議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）について、教育委員会事務局所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）の飛騨市教育委員会所管分について御説明いたします。

まず最初に、今回の補正の1点目は、本年7月から4町の公民館施設をコミュニティ施設に変更したことによる予算科目の組替えでございます。当初予算は、公民館費、コミュニティ施設費それぞれ月割りで計上しておりまして、切替え月の支出分が確定した公民館費の残額をコミュニティ費に組み替えるものでございます。

32ページをお願いいたします。中段、目の05公民館費、10節の需用費から下に行きまして、13節の使用料及び賃借料までの合計284万3,000円を減額し、コミュニティの予算科目に移すものでございます。

30ページをお願いいたします。目の05コミュニティ施設費、10節の需用費から下に行きまして、31ページの上段、13節使用料及び賃借料までの合計548万3,000円を増額補正するものでございます。減額した額と増額した額の差額264万円につきましては、今年は猛暑により電気使用料の増加などがあり、年度の残り期間を見越した不足分を加えて補正するものであります。

2点目、32ページをお願いいたします。上段、18節の負担金・補助金で、集会施設整備事業費補助金342万4,000円を減額するものです。この補助制度は、地域の集会施設のリニューアル工事を補助するもので、例といたしまして、トイレの洋式化やエアコンの設置、照明器具のLED化などのメニューがあります。減額の理由は、ある自治区において施設の改修工事を計画しておりましたが、事情により工事を取りやめたことによる不用額と、また別の区では改修内容の変更で施工箇所を少なくしたことで事業費が下がり、それに伴い、補助金も減少したため、その差額分を減額するものでございます。説明は以上です。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（中田利昭）

神岡町コミュニティセンターのことについてお伺いしたいのですけれども、32ページの集会施設整備事業補助金が減額になっているのですけれども、これというのは例えば大ホールの暖房の修理とかは対象外なのか、冬は寒いという苦情をかなり私も受けていまして、ちょっと何とかしてほしいなと思って聞きました。お願いします。

□教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（柚原徹守）

こちらの集落有の補助事業につきましては、あくまでも地区の集会施設への補助事業になりますので、そちらの神岡町コミュニティセンターの修繕費は別途計上になります。おっしゃいますように神岡町コミュニティセンターのほうは暖房が非常に効きが悪いということで従前から把握はしておるのですが、あちらをやろうと思うとかなり大規模な工事になるということで、ちょっとまだ予算計上できていない現状がございます。

○委員（中田利昭）

それって幾らぐらいというのはまだ分からないのですか。

□教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（柚原徹守）

正確な数字は、まだ見積りのほうは頂戴していません。

○委員（井端浩二）

32ページの、さっき説明がありました事情によりという集会施設整備事業補助金の減額ですが、もし無理がないところで、どういう理由と、そして会場が分かれば教えてください。

□教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（柚原徹守）

2区からそういうお話がありまして、一つは工事の内容を見直したことによって工事費が下がったということで減額、それからもう1区は2つ工種があったのですが、どちらも区内の合意形成が最終段階で合意に至らなかったということで辞退の申出があったというものです。

○委員（野村勝憲）

公民館をこの7月からコミュニティ化したということですね。ということは、営利目的の物販販売もできるようになったと思うのですけれども、実際5か月がたったのですけれども、そういったところは4町で実績が生まれたのでしょうか。

□教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（柚原徹守）

4町全てでということではないのですが、特に古川町コミュニティセンターにおいては、物販のイベントごとが少し増えておるかなという感触がございます。例えば商工マルシェであるとか、従前からボランティアフェスティバルなどのものはあったのですが、物販ものが少し増えておる感触があります。また、先般の探求フェス、こちらにおいても物販をしていただきまして、そういった利用が徐々に増えておる感触がございます。

○委員（籠山恵美子）

条例改正があったわけですが、名称の変更みたいなものが主な条例改正だったと思います。改めて教えていただきたいと思うのですが、コミュニティ施設と、それから公民館というのがありますよね、社会教育費の中に先ほどおっしゃった、これは地域の公民館の話ですよとい

うのもありました。例えば飛騨市の元中央公民館はコミュニティセンターになったんですよ。そういうことになると、今、物販ができるようになりましてというようなことは分かりますけど、その施設の要綱みたいなものにいろいろ変更がちゃんとあるということですか。

□教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（柚原徹守）

今の条例改正の中にそれが含まれておるものではないのですが、位置づけが変わったということで、これまでは社会教育施設という位置づけですので、いわゆる営利的な物販については、そちらの社会教育法の縛りがかかっておってできなかったというものが、地方自治法上の公の施設のほうへ位置づけを変えたことによって社会教育法の縛りがなくなったということで、例えば、本当に販売だけの目的で使っていただくことも可能ではあります。そういったことでチラシをつくりまして、市民の方にも周知をかけておりまして、徐々にですが、そういった利用が増えていくのではないかと考えております。

○委員（籠山恵美子）

公民館でなくなって、もっとコミュニティセンターというように柔軟化してくるということの中で、大体、要綱で変わってくるのは大きく3つあって、今まで物販はできませんよという禁止事項があり、それから宗教活動も駄目ですよというのもあり、政治活動も駄目ですよというのは公民館の社会教育法にある禁止事項だったと思いますけれども、コミュニティセンターになれば当然それは解かれていくわけですよ。そういうのは、やっぱり公平公正にきちんと要綱も直すべきだと思います。だから、例えば、今まで中央公民館で、古川で言うと、そこでどこかの政党の演説会ができませんよというものが、借りられればそれもできるようになるはずですし、宗教団体の方々もそこで集会をやることもできるようになるはずなんですよ。そういうのはやっぱりきちんとフェアにやるべきだと思いますが、物販だけ禁止を解くということにはならないですよ。ですから、社会教育法で今まで禁じられたものは全て解かれていきますよねということを要綱で書かれてありますか。

□教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（柚原徹守）

そういった要綱は整備をされておりませんが、先ほどから申し上げていますように法律の縛りがなくなったということで、そういったことは周知をかけておりますので、使いたい内容の御相談があれば宗教的なものも含めて今は可能になっておるので、お話を聞かせていただいて使っていただけるような状態にはなっております。

○委員（籠山恵美子）

そこはやっぱりこれからのことを考えると、トラブルを防止するためにも、きちんとした内規なり、要綱なりを整備しておいたほうがいいと思います。その都度、受け付ける側が、コミュニティセンターといっても相変わらず公民館感覚でいたれば、こういうのは駄目ですよということになると、そこでトラブルが起きちゃいますよね。ですから、どこかできちんと、私は要綱がいいと思いますけど、ほかの自治体は要綱できちんと定めてあるので、その辺りはきちんと公平公正な要綱を整備しておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

□教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（柚原徹守）

今のところ、そういった御相談は受けておりませんが、基本的には何ら縛りがなくなるということですので、よほどのことがない限りは利用いただける状態になっています。特に要綱を整備

せずとも逆に縛りが無いということですので、縛る要綱が無いということかと思えます。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、例えば使いたい方々が、今まで使えなかった方々がコミュニティセンターを使いたいというときにホームページを見ます、ホームページを見て、ここは使えるかな、使えるな、あるいは今までの公民館でしたら駄目なのですから、そういうのを見て公民館は駄目だなという判断がつかますけれども、そういうのが何もなければどうやって判断できるのですか。市民サービスとして、それは片手落ちじゃないですかね。つくっておいたらいいんじゃないんですか、条例に似たようなもので、ほかのところの自治体のものを参考にしてつくっておいたらいいと思いますが、いかがでしょうか。教育長に聞いたらいいのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

これはコミュニティセンターだけじゃなくて、例えば友雪館だったり、市内にいっぱい市の公の施設がありますね、全てに共通したことです。要綱をつくるということは、逆に言うと、原則、何にでも使えるということですから使えないものを示すという要綱になります。基本的にはフルオープンなので、要綱をつくるということは例外を示す要綱をつくということなので、こういうことは駄目ですというものはつくれると思うので、それは全体的な中で検討してみたいと思います。これはコミュニティセンターだけの問題ではありませんから、市の公の施設全ての話なので、その中で、ただつくとすると、そういうものになります。

○委員（籠山恵美子）

分かりました。そうしましたら大事なのは受け付ける側の周知ですよ。受け付ける側がきちんとそのことを踏まえて、ここは公民館ではなくコミュニティセンターになったんだという認識ですよ。それによって、差別することなく、宗教団体であろうと、政治家がここでミニ演説会をやりたいのですけど貸してもらえますかというようなことについて駄目ですよということじゃなくて、きちんとそれは公平公正に、条例を変えたのですから、やれるような周知を徹底してもらいたいと思いますが。

△市長（都竹淳也）

おっしゃるとおりだと思います。多分、周知の問題だと思うので、そこで要するに窓口の担当者がちゃんと勉強せずに、委託してあったりするケースありますので、もう従来の感覚でこれ駄目よということがないように、そこは多分、周知の問題だと思いますから、また市全体の施設の中で合わせて検討したいと思えますし、当然、一番、今、変わったところが問題になるところなので、そこについてはそういうように周知をしたいと思えます。

○委員（森要）

私もコミュニティ施設のことで伺います。前、防災訓練のときに、ある方がトイレの洋式化がまだ少なくてちょっとびっくりしましたなんてことがあって、私が一番最初に議員になったときにトイレを洋式化にしてほしいということで要望しましたら順次やっていきますというような方向があって、もう既に何年もたっているから全部できているのかなと思ったはまだ残っているということもありました。

それから、先般、老人の方々とお話ししたときも、やっぱり今の洋式化のことと、それから古川町コミュニティセンターは段差が非常にあるんだと、だからもうちょっと障害者の方々が行っ

たりもできるように段差のあるところを少し改善、玄関の入り口とかがどうもまだまずいんだというようなことがあったので、今後、コミュニティ施設にされると、またそういった方々も入ってくるがあると思いますので、一度、古川ばかりじゃなくて見ていただいて、階段、玄関の入り口はどうか、トイレの洋式化はどうかを調査されて、せっかくですので、こういったコミュニティの活動をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

□教育委員会事務局次長兼生涯学習課長（柚原徹守）

おっしゃいますように様々な利用をする中で課題が出てくると思います。コミュニティセンター化したことによって、いろいろな使い方がこれから増えることが想定されますので、利用者の方にアンケートを今取っておりますが、いろいろな御意見を伺う中で必要な修繕の予算化をさせていただきたいと思っております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

以上で、当委員会に付託されました案件の質疑を終了いたします。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時38分 再開 午前11時39分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）から議案第141号、令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第2号）までの4案件について、会議規則第96条の規定により一括して議題とし、これより討論及び採決を行います。

議案第138号から議案第141号までの4案件について一括して討論を行います。討論は、議案番号を述べて行ってください。討論はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

私は、議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）に反対をいたします。

理由は、私は条例改正の議案の中で議案第113号に反対するつもりでおりますので、それに関する予算がこの補正予算の中に入っております。ここに賛成をしてしまうと、私の反対理由の整合性がつきませんので、議案第138号の補正予算には反対いたします。

●委員長（高原邦子）

賛成討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

それでは、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

それでは、議案第138号について挙手により採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

●委員長 (高原邦子)

挙手多数です。よって、議案第138号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

次に、議案第139号から議案第141号までを一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

御異議なしと認め、これら3案件について一括して採決を行いたいと思います。

議案第139号から議案第141号までについては原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

御異議なしと認めます。よって、これら3案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で、本日の当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました4案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

御異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長 (高原邦子)

以上で、本日の予算特別委員会を閉じます。皆様、お疲れさまでした。

(閉会 午前11時43分)

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算特別委員会委員長 高原 邦子